

様式第1号

会 議 録

会 議 の 名 称	所沢市保育園等運営審議会（平成29年度第1回会議）
開 催 日 時	平成29年5月22日（月） 午前10時00分から午前11時10分
開 催 場 所	市庁舎高層棟3階 301会議室
出 席 者 の 氏 名	八原 啓子、山口 美紗子、野嶋 栄一郎、 菊池 義信、藤井 康子、岡部 富美江 水野 良司、藺田 公斗
欠 席 者 の 氏 名	杉山 浩子、梅沢 好文
説 明 者 の 職 ・ 氏 名	
議 題	（1） 所沢市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担について （2） その他
会 議 資 料	資料22：第1回会議における説明の概要 資料23：保育料基準額表（2・3号）の新旧
担 当 部 課 名	こども未来部長 本田 静香 こども未来部次長 町田 真治  保育幼稚園課 課 長 小山 貴之 主 幹 糟谷 苗美 副主幹 清水 康雄 主 査 正月 誠、近藤 真希、加賀屋 浩介、中尾 麻衣子  こども未来部保育幼稚園課 電話04（2998）9126

様式第2号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
事務局	<p>1 開会</p> <p>2 事務局職員の紹介</p> <p>3 欠席委員の報告、過半数の委員が出席していることから、会議が成立していることを報告した。</p>
会長	あいさつ
事務局	会議資料の確認
会長	傍聴者の確認
事務局	<p>傍聴者人数の報告</p> <p>（傍聴希望者の入場）</p>
会長	議題(1)「所沢市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担」について、事務局より説明願う。
事務局	<p>資料22（第1回会議における説明の概要）・資料23（保育料基礎額表（2・3）号の新旧）に基づき、これまでの審議内容の振り返りと、保育料改正方針・手法の確認を行い、改正後の保育料額表（案）を提示した。</p>
会長	<p>ここまでで、何か質問はないか。</p> <p>（質問なし）</p>
会長	説明を続けてください。
事務局	<p>資料22・23に基づき、保育料を改正した場合の保育料試算結果（総額および個別世帯の例）を示した。</p>
会長	何か質問はないか。

委員	例Dの改正前の保育料7475円は、C9階層だと思うが、標準だといくらになるのか。
事務局	資料23左側の改正前の表を見てほしい。改正前の3歳未満標準時間のC9階層の本来の保育料は29900円だが、このお子様は二人目なので、国の軽減により半額になり、更に県で実施している軽減を適用し、半額の半額、つまり4分の1の保育料の7475円となっている。
委員	もう1点伺いたい。 公定価格でも3歳児は4・5歳児と比べ単価が高いし、県内でも40市中32市が3歳児の区分を設けている、とのことだが、そもそも国の考えに合わせた形にあわせる、とのことではなかったのか。国は3歳以上と3歳未満にしか区分がないが、他市がやっているからやる、ということなのか。
事務局	前回の会議でも説明したが、3歳児は職員配置も手厚く、公定価格の費用負担も4・5歳児と比べて高くなっており、対費用の負担割合の平準化もさせていただきたく、今回3歳児区分を設定したものである。
委員	市の考えは分かる。公定価格が違うし、かかるお金も違うので。しかし、最初は国の考えの形にあわせる、とのことだったので、その整合性はどうするのか。それとも、国も制度改正で3歳児の区分を設けるような改正をしていくのだろうか。
事務局	国は保育料に基準額を出しているのだが、3歳以上、3歳未満の8階層でしか区部されておらず、大枠だけを決めている。それをより個別の収入等に応じた額を負担していただくために、市は国の基準内で、これまでも20階層に細分化し、保育料をいただいていた経緯がある。 今回の3歳児区分の設定というものも、国の基準内で適正にご負担いただたく趣旨で提案させていただいた。
委員	国の基準からは出ていないということなら良い。
会長	説明を続けてください。

事務局	〔 資料 2 2 に基づき、経過措置（案）の考え方について説明を行った。 〕
委員	この制度になった際、利用者に対し、改定の周知はするのか。
事務局	保育料の通知の中で、制度の変更と経過措置の案内をする予定でいる。議会が通ったら、説明会を開催したい。
委員	3 歳児の階層を新たに設けることで、事務的な負担はあるか。
事務局	もともと、保育料は 1 年度に 2 回、4 月と 9 月に保育料の通知を送付しているため、事務量としてのそれほど影響はない。
委員	認定こども園は、保育料を徴収しているため、額が変更となれば、その分の手間はかかるのでは。
事務局	確かに、徴収する額が変わるので、認定こども園におかれては事務負担が増えることになる。
会長	説明を続けてください。
事務局	〔 資料 2 2 に基づき、経過措置（案）を行った場合の具体例について説明を行った。 〕
委員	経過措置で階層を据え置いても、保育料が変わる、ということなのか。
事務局	基準額表の改定により、変わる場合がある。
会長	全体を通じて、何かあるか。
委員	事業者の方は、色々細かいことを質問されたが、細かいことは良く分からないが、数字的に見て、いい案を考えたと思う。この改定を通じて、保育の充実に繋がっていけばいい。
委員	全体の金額を変えずに、よくまとまった案だと思う。しかし、実際に保育料が増額する人からは批判も予想されるが、保育料全体と

	<p>して考えている、ということで納得してもらうのは難しいかも。</p>
委員	<p>保育料について、埼玉県のお市と比較すると、どの程度なのか。</p>
事務局	<p>保育料の比較は他市の保育料額表だけをみても分かりにくい。では、実際にその市が保育料としていくらもらっているのか、国が決められた全国統一の8階層の基準に対して、どの程度徴収しているかの割合がある。この割合を比較するのが分かりやすい。所沢市の場合、平成27年度の保育料で61.4%であり、県内の概ね平均値である。改正を行った場合も総額は変わらない見込みであるから、今回の改正を行っても平均的な水準のまま移行できる。</p>
会長	<p>納得されたか。</p>
委員	<p>多分、保護者からも出る質問だと思う。</p>
会長	<p>自分たちがどの程度なのか、常に関心があることだと思う。</p>
委員	<p>経過措置により、年間に保育料が何回か変わるが、説明会は実施するのか。</p>
事務局	<p>この制度全体を認めていただき、スケジュール通りに答申をいただければ、9月議会の後、10月に説明会を行い、11月の入園申し込みまでには周知できるのでは、と考えている。改正に伴う変更については、個別に通知でも対応したい。</p>
委員	<p>説明会を開催し、保護者から意見が出た場合、何らかの変更になる可能性はあるか。</p>
事務局	<p>個別の意見を取り入れる事はない。</p>
委員	<p>では、利用者の意見を聞く機会はないのか。</p>
事務局	<p>そういうことになる。</p>
会長	<p>そういう意見はこの場で出されれば、それが影響する訳だから、この場の発言が大事、という訳だ。</p>

事務局	その通りである。
委員	基本は、全体の保育料は変えない、低所得者には負担がかからないよう配慮されている、とのことで、若干のばらつきはあるが、いいのではないか。
会長	今回の資料が見やすく、分かりやすかった。特にグラフが良かった。特殊な事例等も良く分かった。次回開催の資料もよろしく頼みたい。 では、事務局からの提案の通りでよろしいか。
(委員一同)	異議なし
会長	異議なし、ということで、次回は1号についての保育料額について、審議いただくこととなるので、よろしく願いたい。 議題(1)についてはここまでとし、次の議題に移る。 議題(2)「その他」について、事務局から説明願う。
事務局	では、まず1点目、「所沢市立保育園給食調理業務委託」について報告する。市立保育園給食調理業務委託実施計画に基づき、平成28年10月に新所沢、小手指の2園について委託を開始し、平成30年4月から開始する松井、柳瀬、松郷、並木の4園については、現在委託実施に向けて準備をしており、今週から来週にかけて保護者説明会を行う予定である。 2点目だが、次回の保育園等運営審議会の開催日について、事務局案をお知らせする。6月は議会があり、まだ具体的な日にちは決まっていないが、6月下旬頃を予定している。決まり次第、早めに通知させていただくので、よろしく願いたい。
会長	ただ今事務局から説明があつたが、何か質問等はあるか。
委員	給食委託の4園はどこか。
事務局	松井、柳瀬、松郷、並木の4園である。
会長	以上で本日の議事はすべて終了した。事務局に返す。
事務局	以上で、平成29年度第1回保育園等運営審議会を閉会する。本

	<p>日は、委員の皆さまのご協力により、つつがなく終了した。大変ありがとうございました。</p>
--	--